

発言者	発言要旨
会 長	今回の議題である審議事項「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」事務局に説明を求める。
事 務 局	<p>本日の審議は、特定個人情報保護評価（全項目評価書）の再実施についてである。本件は、特定個人情報保護評価の5年の経過前の再実施に当たり、実施機関が行った保護評価について、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく意見聴取が、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第1項第1号における「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」に該当するため諮問されたものである。</p> <p>なお、業務の名称は、「個人住民税の課税に関する事務」及び「地方税の収納・滞納整理に関する事務」であり、当該事務について実施機関が行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価の適合性・妥当性を審議いただくものである。</p> <p>まずは制度の概要について担当課よりご説明させていただく。</p>
情報政策課 事 務 局	<p>・「特定個人情報保護評価の実施について」の概要を説明。</p> <p>続いて、審議方法のご説明をさせていただく。</p> <p>資料5「特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表」には、適合性と妥当性の観点から12項目の点検項目があり、この後、担当課からの説明も踏まえてご審議いただき、問題等が認められない場合は、表の右のチェック欄に、チェックをお願いする。</p> <p>それでは1項目ごとに、担当課よりご説明させていただく。</p>
情報政策課	<p>最初に適合性の1点目「しきい値判断に誤りはないか」については、事務の対象人数が30万人を超えた場合は、全項目評価を作成することになっている。</p> <p>まず、「個人住民税の課税に関する事務」については、1月1日に本市に住所のある方すべてが対象となり、市民税・県民税納税通知書送付日の6月1日時点で対象人数が609,217人であることから、全項目評価の対象となる。次に「地方税の収納・滞納整理に関する事務」については、個人住民税、軽自動車税、固定資産税などのシステムが保有する対象人数が約171万人と見込まれるため、全項目評価の対象となる。</p> <p>したがって、しきい値判断の結果に変更はなく、全項目評価が求められる。</p>
会 長 委 員	<p>1点目について何か質問はあるか。</p> <p>(なし)</p>

情報政策課	2点目「適切な実施主体が実施しているか」については、地方公共団体の長である川口市長が実施している。
会 長	2点目について何か質問はあるか。
委 員	(なし)
情報政策課	3点目「公表しない部分は適切な範囲か」については、今回の評価書に非公開部分はない。
会 長	3点目について何か質問はあるか。
委 員	(なし)
情報政策課	4点目「適切な時期に実施しているか」については、どちらの事務も前回の公表が平成27年9月10日であることから適切な時期に実施している。
会 長	4点目について何か質問はあるか。
委 員	(なし)
情報政策課	5点目「適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか」については、パブリックコメントを31日間実施し、「個人住民税の課税事務」において1件の意見の提出があった。意見の趣旨としては「他市の事例で、市の承諾を得ず無断で他の業者に業務の一部を再委託していた事実が判明している。川口市においてもご留意願いたい。」というものであった。本市としては必要かつ適切な監督を行うよう努め、万が一市民の個人情報に脅かされるようなことがある場合は当該業者に対して契約解除のうえ、指名停止処分を行うとともに、市民に対して公表する。なお、意見を受けての評価書の修正はない。
会 長	5点目について何か質問はあるか。
委 員	(なし)
情報政策課	6点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか」については、事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載している。
会 長	6点目について何か質問はあるか。
委 員	(なし)
情報政策課	次からは妥当性についてとなるが、7点目の「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」について

	<p>は、個人住民税の課税事務の所管は市民税課、所属長は市民税課長、収納・滞納整理事務の所管は納税課、所属長は納税課長、収納情報の消し込みについては税制課、所属長は税制課長である。各事務においてリスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる者となっている。なお、資料5の特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表における各事務の変更の有無が「あり」になっているがこれは「なし」の誤植であるため訂正する。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>7点目について何か質問はあるか。 (なし)</p>
<p>情報政策課</p>	<p>8点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか」については、個人住民税の課税に関する事務は資料3-1、地方税の収納・滞納整理に関する事務は資料3-2において、事務における特定個人情報の流れと特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容を具体的に記載している。 詳細については各担当課より説明させていただく。</p>
<p>市民税課</p>	<p>・個人住民税の課税に関する事務について、事務の内容と特定個人情報の流れを説明。</p>
<p>納 税 課</p>	<p>・地方税の収納・滞納整理に関する事務について、事務の内容と特定個人情報の流れを説明。</p>
<p>会 長</p>	<p>8点目について何か質問はあるか。</p>
<p>会 長</p>	<p>資料3-1の10ページ⑨番に記載のある「個別の個人住民税照会については、中間サーバ接続端末を使用し、他団体から得た情報を個人住民税システムへ手入力を行う」とあるが、なぜ自動化を選択しないのか。</p>
<p>情報政策課</p>	<p>件数が多い場合は、自動化して情報を取得することになるが、そのデメリットとして必要のない情報も取得することになる。現状は件数が少ないため、手入力により情報を取得している。</p>
<p>会 長</p>	<p>同じく⑨番にある「個別の個人住民税照会」とあるが具体的にどのような情報を取得しているのか。</p>
<p>市民税課 委 員</p>	<p>生活保護及び障害に関する情報を取得している。 手入力をする際のチェック機能は存在しているのか。</p>
<p>納 税 課</p>	<p>納税課では内容自体が外部へ提供するものではないためチェックを必要としない。</p>
<p>市民税課</p>	<p>市民税課では入力をする際、2人以上がチェックする体制をとっている。</p>

<p>会 長 委 員</p>	<p>他に何か質問はあるか。 (なし)</p>
<p>情報政策課</p>	<p>9点目「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか」については、個人住民税の課税事務は資料3-1の31ページから40ページのⅢのリスク対策のとおり、各入手方法別にリスクの特定を行っている。収納・滞納整理事務は資料3-2の25ページから31ページに記載のとおり、こちらも各入手方法別にリスクの特定を行なっているが、庁内連携により入手することが主な方法となるため、リスクについてもやや少なくなっている。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>9点目について何か質問はあるか。 (なし)</p>
<p>情報政策課</p>	<p>10点目「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か」については、個人住民税の課税事務は「本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、同施行規則に定める身分証明書等の確認を厳格に行う」など、具体的に記載している。また、収納・滞納整理事務は「収納管理システム・滞納管理システムに対して不要なアクセスができないよう利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策をしている」など、システムについても具体的に記載している。</p>
<p>会 長</p>	<p>収納・滞納整理事務における「収納管理システム・滞納管理システムに対して不要なアクセスができないよう利用権限の設定」とはどういうことか。</p>
<p>情報政策課</p>	<p>職員によって担当業務が異なることから、職員に一律同じ情報にアクセスできる環境を用意するのではなく、業務によってアクセスできる情報を制限しているという意味である。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料3-1の31ページの「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」における「他部署からの入手」欄の研修とは具体的に何を指すのか。</p>
<p>情報政策課</p>	<p>職員向けに実施している情報セキュリティ研修を指している。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>他に何か質問はあるか。 (なし)</p>
<p>情報政策課</p>	<p>11点目「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」については、国の第三者機関である個人情報保護委</p>

<p>会 長 委 員 情報政策課</p>	<p>員会より公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン行政機関等・地方公共団体等編」に則した対応を記載している。</p> <p>1 1点目について何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>1 2点目「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」については公表済みの内容に変更はなく、それぞれの評価書表紙のとおり、住民の信頼確保のため、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため適切な措置を講じていることを宣言している。</p>
<p>会 長 委 員 会 長 委 員 会 長</p>	<p>何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>全体を通して何かあるか。 (なし)</p> <p>他に意見がなければ審議事項についての可否を取る。諮問事項については承認することによろしいか。</p>
<p>委 員 会 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>当審議会としては、諮問された「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」として個人住民税の課税に関する事務及び地方税の収納・滞納整理に関する事務における実施機関が評価をおこなった「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の評価における適合性・妥当性を第三者の立場で点検した結果、評価は適正であると認める。</p> <p>また、この諮問に対する答申については、審議・検討すべきことは終了し、答申の作成のためだけに次回の審議会を開く必要性が低いことから、この場で答申についても審議したいと考えるがいかがか。</p>
<p>委 員 会 長 事 務 局</p>	<p>(異議なし)</p> <p>では、事務局で答申に関する資料の準備はあるか。 たたき台として用意した資料を配布させていただき説明させていただく。 (答申に関する資料を配付し、資料に基づき答申案について説明する)</p>
<p>会 長 委 員 会 長</p>	<p>何か意見はあるか。 (なし)</p> <p>無ければこの答申案について可否を取る。「個人住民税の課税に関する事務」及び「地方税の収納・滞納整理に関する事務」における「特定個人情報保護評</p>

委 員 会 長	価書（全項目評価書）」の評価の適合性・妥当性について、ただいまの答申案をもって市長に答申を行うことでよいか。 （異議なし） それでは、そのように決定させていただく。
------------------	--